

県消費者物価指数（遅行指数の採用系列）のデータの変更について

令和元年 12 月 26 日

埼玉県総務部統計課

埼玉県景気動向指数の遅行指数の採用系列である県消費者物価指数のデータを、令和元年 10 月分から以下のとおり変更します。

1 変更内容

遅行指数に使用する県消費者物価指数のデータについて、「原データから消費税引上げ分を控除したデータ」から「原データのとおり消費税引上げ分を含むデータ」に変更します。

これに伴い、過去のデータについても、指数算出の開始月である平成 11（1999）年 4 月に遡及して改定します。

2 変更理由

埼玉県景気動向指数に使用する県消費者物価指数のデータは、消費税引上げによる遅行指数への影響を取り除くため、消費税引上げ後 1 年間は消費税の増加パーセント分を原データから控除してきました。しかし、令和元年 10 月の消費税引上げにおいては軽減税率の適用や幼児教育無償化等が併せて実施されるため、消費税引上げ分を一律に原データから控除すると景気の現状と一致しなくなるおそれがあります。

そのため、学識経験者等で構成する埼玉県景気動向指数懇話会（令和元年 11 月 18 日開催）での結論を踏まえ、使用するデータを「原データから消費税引上げ分を控除したデータ」から「原データのとおり消費税引上げ分を含むデータ」に変更することとしたものです。

【参考】データの変更による景気動向指数（CI 遅行指数）の変化

